

産業構造審議会 産業技術環境分科会
廃棄物・リサイクル小委員会
(第32回)

議事録

産業構造審議会 産業技術分科会
廃棄物・リサイクル小委員会（第32回）

議事次第

日時：平成30年2月13日（火）10：00～12：00

場所：経済産業省 114 各省庁共用会議室
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省 別館1階

議題：1. 各ワーキンググループにおける最近の活動状況等について
2. 意見交換

○高角リサイクル推進課長 皆様おはようございます。まだ定刻にはなっていないのですけれども、皆様おそろいでございますので、ただいまから、第32回産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会を開催いたします。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私、経済産業省リサイクル推進課長の高角でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本小委員会は、資料2の委員名簿のとおり、17名の委員で構成されております。本日の出席状況でございますけれども、現時点で13名の委員の皆様にご出席いただいております。定足数である過半数に達していることを御報告申し上げます。

次に、委員の交代を御報告いたします。

公益社団法人全国都市清掃会議の佐々木五郎委員が御退任されました。同じ御所属の大熊洋二委員に御就任いただいております。

また、本日ですけれども、伊勢委員が御用務のため、嶋村様が代理として御出席いただいております。また、根本委員も、本日御用務のため、吉田様が代理で御出席いただいております。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の開催に当たりまして、経済産業省大臣官房審議官・環境問題担当の岸本から御挨拶申し上げます。

○岸本大臣官房審議官 環境担当の審議官をしております岸本と申します。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

資源循環をめぐる状況といたしましては、処分場の問題もございますし、それから、レアメタルなどの有用資源の問題もあります。昨今はSDGということで産業界も非常に前向きに取り組んでいるところでございますが、SDGの根幹として、資源の有用な活用、循環、こうしたものが重要な位置づけになっていると考えております。

EUでは、2015年に循環経済パッケージというのを発表いたしまして、その後、具体的な取組として、プラスチック戦略を発表しております。資源効率性の議論につきましては、G7におきましても、伊勢志摩サミット、タオルミーナサミット、G20でもハンブルグサミットで重要課題として取り上げるなど、世界的にも、資源循環の推進に向けた取組というのが首脳レベルで議論されるという状況になっているところでございます。国内外にお

きましても、資源循環政策の推進というのがますます重要性を増していると考えているところではあります。

我が国産業界全体として資源効率性の向上を図っていきたいということで、引き続き3Rの取組を推進していくということで我々のほうでも勉強しているところでございます。経済成長の視点からも、IoT、AI、ビッグデータ等がもたらす産業構造の変化を契機として、サービサイジングの推進、動静脈連携などによって資源効率の高いビジネスモデルの構築をしていくという動きが顕著になってございますが、こうした動きを資源循環の観点からも一歩進めていく推進力にしていきたいと考えているところでございます。

本日は、多方面の分野から有識者の皆様にお集まりいただいております。私どもの年間の取組について御説明させていただきますとともに、我が国が今後持続可能な経済成長に向けて進んでいくための資源循環政策について、従来の枠組みにとらわれないような自由闊達な議論をいただきまして、今後の施策の立案に向けてそれを活かしていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○高角リサイクル推進課長　それでは、資料の確認、それから取り扱いについて御説明させていただきます。

本日は、皆様のお手元にタブレットを御用意させていただいております。資料の一覧が表示されているかと思っておりますけれども、省内のネットワークに接続されておまして、一番上が参考資料になっているかと思っております。それから、資料1である議事次第、資料2、資料3-1から資料3-5まで、そして資料4、資料5と表示されているかと思っております。

議事次第のところを開けるかどうか、ちょっと確認いただければと思っておりますけれども、もし不具合等ございましたら、挙手をいただきますと担当者が席までお伺いさせていただきます。それから、各資料、資料2から参考資料まで問題なく開けるかどうか、念のためちょっと御確認いただければ幸いです。

なお、資料3以降につきましては全て横向きの資料となっておりますので、横向きに使用させていただきますと多少見やすいかと思っております。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、本日の資料についての取り扱いでございますけれども、原則公開とさせていただきます。また、議事録につきましても、本会合終了後、各委員に御確認いただきまして、その上で、原則公開とさせていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それから、御発言をいただく際には、ネームプレートをお立ていただくということでお

願いいたします。委員長から御指名いただきました後、マイクをお持ちいたしますので、順次御発言をいただくということをお願いいたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、中村委員長をお願いいたします。

○中村委員長 おはようございます。それでは、早速議事に入りたいと思います。

お手元の資料にありますように、本日は12時まででございます。限られた時間ではございますが、委員の皆様方には積極的に御発言をお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

初めに、廃棄物・リサイクル小委員会に設置されております各ワーキンググループの最近の活動状況を御紹介いただきます。容器包装リサイクルワーキンググループ、自動車リサイクルワーキンググループ、電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、小型家電リサイクルワーキンググループ、有害廃棄物等越境移動ワーキンググループの順で、事務局より御説明をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○山本リサイクル推進課補佐 それでは、容器包装リサイクルワーキンググループの活動状況について御説明します。

資料3-1を御準備いただいてもよろしいでしょうか。時間の制約もございますので、昨年2月時点から動きのあったところを中心に御報告させていただきます。何枚かスライドを割愛させていただきますが、あらかじめ御了承ください。

まず、2ページを御覧いただいてもよろしいでしょうか。容器包装リサイクルWGの活動状況ですけれども、3つ目の○に記載されておりますとおり、平成28年に容リ法の施行状況の評価・検討が行われ、そして報告書としてとりまとめられました。ここに記載はございませんけれども、それ以来、合同会合は開催されてございません。他方で、容リワーキンググループ単独では、毎年1回、大体9月ごろに開催しております。昨年の9月28日にもワーキンググループを開催しております。

ここでは主に特定事業者の再商品化義務量を算定するための量と比率、これに関してご審議をいただいております。昨年9月のワーキンググループも同様に御審議をいただきまして、内容を御了承いただきました。現在、本年3月末の告示改正に向けて準備を進めているところでございます。

次のページから8ページまでは、7ページを除きまして直近の数字をアップデートしただけでございますので、御説明を割愛させていただきます。

9 ページに移っていただいてもよろしいでしょうか。「マーケットのさらなる拡大・高付加価値化」というページになります。平成28年度の報告書におきましてマーケットの拡大というものが指摘されておりまして、そのための環境整備の方策の一つとして、規格の策定が挙げられておりました。少し字が小さくて恐縮ですけれども、これまで再生材に関する規格というのは、その用途やその目的に応じまして、プラスチック工業連盟を初めまして関連する業界団体の皆様方が主導し、経済産業省、主に基準認証ユニットがこうした活動を後押ししながら、規格の整備・策定が進められてまいりました。直近では、青字で記載されております J I S、これが間もなく公示されるということで、多くの I S O 及び J I S というものが策定されてきております。

他方、規格は利活用されることが重要でございまして、マーケットの創出、マーケットの質の向上、これにつなげていくことが意味あるものだと認識しております。引き続き、こうした視座のもと、必要な施策を検討してまいり所存でございます。

次のページに移っていただいてもよろしいでしょうか。こちらは、プラスチック製容器包装のリサイクルに関するものでございまして、10ページから12ページは入札制度見直しの内容についてでございますけれども、既に昨年御説明していると思っておりますので、この部分についても割愛させていただきます。平成29年度の入札から見直し後の入札制度が適用されておりまして、現在、平成30年度の入札制度が始まっているところでございます。

12ページに移っていただきまして、12ページは平成29年度までの入札結果を示しているものでございます。御覧のとおり、平成29年度につきましては、入札の平均落札単価が平成28年度に比べまして上昇しているところでございます。なお、平成30年度の入札結果は2月末ぐらいに出てくるところでございます。

次の13ページは「プラスチック製容器包装に係る燃料ガス化等に関する検討会」でございます。これは昨年開催されました検討会の結論でございまして、リサイクルの過程で生成されたガス等をそのまま燃焼する場合の取り扱いについて議論したものでございます。これは平成22年の産構審及び中環審の合同審議会の報告書において、容り法の次期見直しまでに整理することと指摘をされていた、いわば積み残しのあった案件でございまして、これによりやく結論が出てきたというところでございます。平成28年の報告書には間に合わなかったわけでございますけれども、昨年5月に、本ページのとおり、方向性が示されたというところになります。

次のページに移っていただきます。こちらは P E T ボトルの入札制度における平均落札

単価でございます。

1 ページ飛ばしまして16ページのほうに移っていただけますでしょうか。平成28年、これも同様に、合同審議会の報告書で指摘されている課題が幾つかございまして、これをもとにペットボトルの在り方検討会を開催してございます。これまでに5回にわたり議論してきてございまして、主にその論点は2つございます。

1 つは、平成18年以降有償で取引されておりますが、容り法における事務手続の一部が逆有償時代のままであるといったように時代に合っていないものがございますので、こうした運用の見直しをしまして、より使いやすい制度にするということでございます。

もう一つは入札制度の見直しに関してございまして、こちらは自治体の希望を入札制度に反映することが検討できないかというものでございます。しかしながら、そのような仕組みの導入には、市場の影響でありますとか入札制度のあり方を含めて、今、賛否が分かれているところでございまして、引き続き関係者の意見を聞きながら検討を継続するということになってございます。

最後のページは最初に申し上げました手続の見直しのほうの課題でございまして、これが、今、進捗中であるということでございます。

以上、簡単でございますけれども、私からの説明は終わりにさせていただきます。

○中村委員長 ありがとうございます。全ての各ワーキンググループのお話をお伺いして、それから御質問をまとめてお受けいたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、次、自動車課さん、よろしく申し上げます。

○綱島自動車課補佐 自動車課で自動車リサイクルを担当しております綱島と申します。私のほうからは、「自動車リサイクルWGの活動状況について」ということで、資料3-2に基づいて御説明させていただきます。

1 枚おめくりいただきまして、こちら、活動の経緯でございます。自動車リサイクルワーキングにつきましては、自動車リサイクルに関する広範な問題について審議を行うということで、平成13年の1月に、本小委員会のもとに設置されております。本ワーキングと中環審の専門委員会において審議をいたしまして、使用済み自動車の再資源化等に関する法律、いわゆる自動車リサイクル法が平成14年7月に成立をして、平成17年1月に本格施行となっております。これ以降、合同会議として毎年度定期的を開催してございまして、自動車リサイクル法の施行状況等について審議を行ってきているところでございます。

また、平成26年8月より法施行10年経過に伴う施行後2度目の制度見直しの議論を開始

いたしました。自動車リサイクル法の施行状況や課題についての1年間にわたる検討を経て、平成27年9月、3年前の9月に、自動車リサイクル制度の施行制度の評価・検討に関する報告書を取りまとめさせていただきました。

この報告書の総括といたしましては、高いリサイクル率、あと最終処分量の極小化を実現して、また不法投棄ですとか不適正処理の防止が進んでいるといったことで、おおむね順調に制度が機能しているということで評価いただいているところでございますけれども、今後はさらなるリサイクルの質の向上、また安定化・効率化、また自治体自動車への対応等を進める必要があるということで御提言いただいております、これに基づいて、現在、関係者で連携して取組を進めているところでございます。

平成28年の合同会議に引き続いて、昨年9月の合同会議においても、定例となっております施行状況の報告と、この平成27年の報告書で示された提言に対する取組の状況を報告させていただきます。

おめくりいただきまして、(参考)自動車リサイクル法の概念図、スキーム図をつけさせていただきます。既に御存じの内容かと思っておりますので、説明は割愛させていただきます。

次のスライドは、中環審のほうも含めてでございますけれども、合同会議としての委員名簿をつけさせていただきます。

おめくりいただきまして、「近年の開催状況」で、直近の平成29年、昨年の合同会議の議題、そして、以前行っていた10年目の見直しにかかわる審議の経過を書かせていただいております。こちら説明は割愛させていただきます。

2枚ほどおめくりいただきまして、「自動車リサイクル法の施行状況」ということで、さまざまな数字を含めてつけさせていただきます。主要なところのみ御説明させていただきます。

2. 「再資源化目標達成状況」ということで、再資源化の状況でございますけれども、平成28年度はシュレッダーダストの再資源化率97.3～98.7%、エアバック類で93～94%ということで、法律で定まっている法定の目標値を超えて高い水準を引き続き維持しているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、一番下に不法投棄・不適正保管の状況を書かせていただいております。こちらについても法施行当時よりも格段に処理が進んでおまして、現在、不適正保管が約4,200台程度、不法投棄は600台弱というところまで低減しているところで

ございます。

簡単ではございますけれども、以上で説明とさせていただきます。

○中村委員長 ありがとうございます。それでは、次、お願いいたします。

○鈴木情報産業課補佐 それでは、廃棄物・リサイクル小委員会の電気・電子機器リサイクルワーキンググループの活動状況について御説明いたします。私、商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室の鈴木と申します。

資料3-3を御覧ください。資料の右下に書いておりますページ番号に基づきまして御紹介させていただきます。

まず1ページですけれども、この電気・電子機器リサイクルワーキンググループは家電リサイクル法に関して御審議いただくために設けていただいております。現在は、平成26年に取りまとめました報告書に基づきまして年1回のフォローアップを行っているところでございます。

2ページは委員構成になりますので、適宜御覧いただければと思います。

3ページを御覧ください。家電リサイクル法のポイントについて、もう皆様御存じかと思いますが、改めて簡単に御紹介させていただきます。通常、一般廃棄物については、市町村又は一般廃棄物処理許可業者が担当することになっておりますところ、家電リサイクル法は、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機という家電4品目につきまして、排出者は廃家電の適正な引渡しと料金の支払いをすることになっております。小売業者には黄色い欄の①と②としている場合の廃家電の引取りの義務を、そして引き取った廃家電については製造業者等への引渡しの義務を定めておまして、また、製造業者等には指定引取場所における廃家電の引取りとリサイクルの義務を定めております。

また、小売業者に引取義務が発生するのはこの黄色欄の①、②でありますところ、これ以外の場合については家電リサイクル法の外側になりまして、右側の欄ですけれども、廃棄物処理法上、一般廃棄物について統括的責任を有する市町村が担当することになっております。この「小売業者が引取義務を負わない廃家電」の回収につきましては、回収体制を構築している市町村が、平成29年11月現在で、市区町村数ベースで半分を下回っております。この自治体における回収体制構築を平成30年度までに100%にするという課題がありまして、こちらもワーキンググループで相当御議論いただいておりますけれども、省庁の分担としては環境省の担当になりますので、今回、詳しい説明は省略させていただきます。

それでは、4ページを御覧ください。「家電リサイクル法の歩み」でございます。平成26年10月に2度目の制度見直しの報告書が取りまとめられましたところ、報告書に基づきまして、回収率目標を設定するなどして取組を進めております。

5ページを御覧ください。電気・電子機器リサイクルワーキンググループにおきましては、報告書に基づく取組状況について毎年度1回のフォローアップを実施しております。報告書の内容やアクションプランの内容などにつきましては昨年度の小委員会に御報告させていただきましたので、今年度の小委員会には直近の家電リサイクル法の施行状況等を御紹介の上、今年度のワーキンググループの審議概要を御説明いたします。

それでは、家電リサイクル法の施行状況について簡単に御紹介させていただきます。7ページから10ページは、恐縮ですが、引取台数等々を記載しておりますので、省略させていただきます。

続く11ページを御覧ください。平成28年度の家電4品目の回収率でございます。50.7%ということで、見かけ上は低下しているように見えますけれども、この回収率の値につきましては、次の12ページに記載しておりますとおりにワーキンググループでは御報告しております。12ページは、また御覧いただければと思いますが、基本的には、回収率の数字としては下がっているように見えるのですけれども、それぞれの要素を見ますと取組の効果は生じていると考えております。

13ページは品目別の回収率、14ページは排出フローの推計結果となっておりますので、また御覧ください。

続きまして、今年度の電気・電子機器リサイクルワーキンググループの審議内容について簡単に御紹介いたします。16ページを御覧ください。今年度は、12月4日に中央環境審議会の小委員会との合同会合で、フォローアップのための会合を開催いたしました。事務局からは、主に14ページに記載しております事項について、経済産業省、あるいは環境省から説明をさせていただきました。

17ページを御覧ください。今年度のワーキンググループでは御出席いただいた委員の方から貴重な御意見を多数いただいたところでございますが、今回は2点に絞って御紹介させていただきます。

1つはインターネット販売事業者の関係でございます。事業者がインターネットモールサイト上に出店して家電4品目を販売している場合には、インターネットモール運営事業者ではなく、個々の出店事業者が家電リサイクル法の小売業者に該当いたします。この点、

複数の委員から、インターネット上で家電4品目を販売する小売業者の中に適切に義務を履行していない業者が多数あるので改善すべきであるという御意見、また、インターネットモール運営事業者に係る取組を行うべきであるという御意見が出るなど、インターネット販売事業者に関する議論が多くありました。経済産業省、環境省におきましては、こうした議論を踏まえて、インターネット販売事業者に係る取組を充実させていくべく準備・検討を行っているところでございます。

また、17ページの後段ですけれども、廃棄物処理法に係る事項につきまして、自治体の実情や規模等に応じた対応が必要であるとの御意見や、廃棄物の扱いであることを前提とする法律上の仕組みが適正なリサイクルルートに排出する消費者のディスインセンティブになっている場合もあるなどの御意見を頂戴いたしまして、こうした家電リサイクル法の枠組みのみに留まらない御意見も多数いただいたところでございます。

時間の関係上、最後の点などは少し抽象度の高い御紹介になってしまいましたが、御質問等ありましたら、また詳しく御紹介させていただきます。

以上でございます。

○中村委員長 ありがとうございます。それでは、小型家電のほうでお願いいたします。

○近藤リサイクル推進課補佐 リサイクル推進課の近藤と申します。資料3-4に基づきまして、小型家電リサイクルワーキンググループの活動状況について御説明させていただきます。

右下の1ページでございますが、まず活動状況につきましては、昨年の12月22日に第3回会合を環境省中央環境審議会の小委員会とともに合同で開催し、施行状況や制度推進に向けた取組の報告なども行ったところでございます。また、来年度は小型家電リサイクル法の施行から5年が経過する年でありますので、本制度の評価及び見直しにつきまして検討を行うこととしてございます。

次のページでございますが、「小型家電リサイクル法の概要」でございます。簡単にでございますが、高度なリサイクルを行う者として、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けた認定事業者が再資源化事業を実施するものでございます。この場合、使用済み小型家電の広域的かつ効率的な回収の観点といたしまして、市町村等の廃棄物処理業の許可を不要とするものでございます。

次のページをおめぐりいただきまして、こちらは「認定事業者の分布状況」でございま

す。昨年度末の状況からしますと1者ふえて、現在、全国で50者となっております。

次のページでございます。「市町村の参加状況」でございますが、徐々に伸びてきているところでございます。平成29年の7月時点での実施中及び実施に向けて調整中との回答がございました市町村数は1,412となっております、約80%の参加率となっております。また、居住人口ベースで見ますと約90%の参加率となっております。

次のページでございます。小型家電リサイクルの回収実績でございます。制度施行以来着実に伸びてきているところでございますが、平成27年度につきましては6万7,915トンと、平成27年度実績からは微増にとどまったところでございます。内訳をみますと、市町村からの回収量が若干減少し、認定事業者による直接回収量が若干増加しているところでございます。回収目標が、平成30年度までに14万トンとなっておりますので、現時点、約半分程度といったところでございます。

次のページでございます。「認定事業者の再資源化実績」でございます。回収された小型家電から再資源化された金属の重量につきましては、3万355トンと回収量の約半分、重量といたしましては、鉄、銅、アルミといったところが多くございますが、金額換算いたしますと、金、銅、鉄が高い状況でございます。また、プラスチックにつきましては、その多くが再資源化・熱回収されております。全体で見ますと、回収した使用済み小型家電の約91%が再生利用・熱回収されているという状況でございます。

次のページでございます。「直接回収の取組事例」を簡単にご紹介させていただきます。認定事業者の拠点持ち込みということで回収している取組では、小型家電の古紙等の専ら物等を一緒に回収したり、ポイント制を導入するなどの創意工夫をしている事例がございます。

平林金属が取り組んでいる「えこ便」においては、グッドデザイン賞なども受賞するような取組となっております。また、引っ越しや片づけ時の回収サービスや宅配による回収も取り組まれておまして、昨年9月からは、宅配回収について、さらにビックカメラが提携いたしまして、ビックカメラの店舗等においてそのリサイクル利用券を販売するというような取組が始まっております。

次のページでございます。「小売業者の回収協力の取組」ということで御紹介させていただきます。消費者の利便性が高いため、回収量の増加が期待されているものでございます。家電量販店と認定事業者の連携といたしましては、先ほどのビックカメラとリネットジャパンのほか、本年9月に東金属が認定事業者となり、ヤマダ電機と連携した回収が始まら

れております。また、認定事業者のマテックの「じゅんかんコンビニ24」というものを利用し、ホームセンターの駐車場を回収拠点とする取組がありまして、DCMホームマックさんとマテックや青南商事がそれぞれ北海道、青森で実施しているところでございます。

そのほか、市町村の委託事業や市町村との包括連携協定において、各店舗におきまして、小型家電回収ボックスというものを置いてもらう取組がスーパー、ホームセンター等で実施されているところでございます。

次のページへ行きまして、「小型家電の回収量拡大に向けた改善のポイント」といたしまして、昨年、第3回の小型家電ワーキングにおきまして、市町村から最終処分場等に行きます①の約15万トンのところや、また不用品回収業者へ流れる約7万トン、また、④にございます事業所から排出されます産業廃棄物としての小型家電、約2万トンにつきまして、その改善のための対応を御紹介いたしました。詳細内容は割愛させていただいております。

次のページでございますが、その項目をまとめたものでありまして、このようなところから、より小型家電リサイクルを推進する観点から、実施市町村における一人当たり回収量の向上、未実施市町村の実施促進、違法な回収ルートの撲滅、その他の回収ルートの開拓などといった対応を今後進めてまいりたいと考えてございます。

次のページでございますが、第3回の小型家電ワーキングにおきまして委員の皆様より御指摘いただいたものを一部、簡単ではございますが、御紹介しております。目標のあり方、回収量拡大の取組の促進、制度対象品目の追加、下取り回収時の特定商取法の取り扱い、産廃小電に係ります廃棄物処理法の取り扱いなどについて御意見を頂戴したところでございます。来年度の制度見直しに係る検討に向けまして課題整理等を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中村委員長　　ありがとうございました。それでは、環境指導室のほうからお願いいたします。

○田村環境指導室管理官　　環境指導室の田村でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。私からは、有害廃棄物等越境移動ワーキンググループの活動状況について御説明させていただきます。

資料3-5をごらんいただけますでしょうか。有害廃棄物等越境移動ワーキンググループでは、25年ぶりとなりますバーゼル法の改正について御議論いただきまして、法改正の方向性をお示しいただいたところでございます。この方向性を受けまして、バーゼル法を

共管する環境省とともに改正法案を作成しまして、昨年の国会で御審議いただき、改正法が6月に交付されたところでございます。本日は、改正法の概要について簡単に御説明するとともに、バーゼルワーキンググループの活動状況についてご報告させていただきます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、スライド、右下にあるページ番号1をごらんいただけますでしょうか。ここで、25年ぶりとなりましたバーゼル法改正の背景について、改めて御説明させていただきます。

バーゼル法は、バーゼル条約の担保法でございますけれども、条約が大きく改正されなのまま25年が経過する中で、最近になりまして、非鉄金属資源の取引増加などによって、こちらにありますような課題が顕在化してまいりました。輸出につきましては、左下の写真にあるような雑品スクラップが不適正に輸出されている。また、輸出先国との定義の相違によりまして、我が国から輸出された貨物がシッパックされてしまっているような現状。加えまして、我が国から輸出された使用済みの鉛蓄電池が輸出先国で不適正に取り扱われた事案も発生しております。

また、輸入に関しましては、右下の写真にありますような廃電子基板が有用金属を多く含みますので、国際市場の中で取り合いになっておりますけれども、バーゼル法の輸入手続が煩雑であるということから、この競争環境上で我が国が不利になっているというような御指摘もございました。

スライド番号2にお進みいただけますでしょうか。これらの課題を解消するために、バーゼルワーキンググループと、環境省の中央環境審議会のバーゼル専門委員会、合同で会議を開催し、御検討いただいたところでございます。

スライド番号3を御覧いただけますでしょうか。冒頭で申し上げましたとおり、一昨年の10月から4回にわたりまして集中的に御議論いただきまして、1月31日の第4回会合にて合同会議の報告書をおまとめいただいたところでございます。報告書の具体的な内容につきましては前回の小委員会で御紹介させていただきましたけれども、この報告書に基づきまして、改正バーゼル法案を環境省とともに国会に提出いたしました。国会の御審議でお認めいただき、昨年6月16日に改正バーゼル法が交付されたところでございます。今般は改正バーゼル法交付後初めての小委員会となりますので、改正法の内容について簡単に御紹介させていただければと思います。

スライド番号4を御覧いただけますでしょうか。こちらが一番上にありますとおり、輸出規制についてはその適正化を図る、それから、輸入規制についてはリサイクル資源の輸

入緩和を図る、そのような改正をしたところでございます。主な改正点は、こちらにあります3点でございます。

1点目は、Aにあります「特定有害廃棄物等」の範囲の見直しでございます。我が国では有害廃棄物ではないものの、輸出先国においては有害廃棄物とされているもの、このようなものについて特定の輸出先国に向けたこれらの貨物を輸出承認にかからしめるというような法改正をいたしました。

また、雑品スクラップが規制対象か否か、現場で即時的に判断することが難しいという問題がございましたので、こちらが規制対象物であるということを法的に明確化したところでございます。

一方で、我が国でこれまで問題なくリサイクルされていた廃電子基板につきましては、OECDの理事会決定というのがございまして、これに基づいて、OECD加盟国からの輸入であれば、これまでも輸入承認不要としてまいりましたけれども、今般、OECD非加盟国、すなわち、途上国からのものにつきましても、輸入に限りまして承認手続を不要とする、そのような法的な見直しを行ったところでございます。

2点目の改正点は、Bにあります特定有害廃棄物等の輸出に係る規制の適正化でございます。バーゼル法においては輸出先の環境汚染防止措置を環境大臣が確認することとしておりますけれども、輸出先国における不適正処理事案の発生、こういったことを踏まえまして、この確認事項を法的に明確化したところでございます。

3点目が、Cにあります特定有害廃棄物等の輸入に係る認定制度の創設と、これに基づく輸入手続の緩和でございます。先ほどAで御説明いたしました廃電子基板等の輸入に関する手続の緩和以外にも、例えば金属を含有する汚泥といったある程度有害性が高い物質であっても、これらを問題なく取り扱える事業者を特定する認定制度を創設いたしまして、この認定事業者が輸入する場合であれば輸入承認を不要とするという緩和措置を法改正の中で講じた次第でございます。

以上が改正法の概要でございますけれども、その施行に当たってはさらなる詳細ルールが必要でございます。お手数ですが、スライドの3番にもう一度お戻りいただけますでしょうか。

バーゼルワーキンググループと中環審のバーゼル専門委員会、こちらの合同会議を昨年にも引き続き開催いたしまして、詳細ルールについても御検討いただいたところでございます。これらの詳細ルールは高度に技術的な内容になるものですから、特定有害廃棄物等の

範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会、そのような専門家による検討会を別途開催いたしました。小島委員に座長をお務めいただくとともに、村上委員にも御参加いただきまして、合計で3回、集中的に御議論いただいたところでございます。本当にどうもありがとうございました。

この検討会で御議論いただいた内容を取りまとめまして、事務局である経産省と環境省から第6回合同会議で御説明したところでございます。このとりまとめの内容につきましては、第6回合同会議で配付した資料をそのまま、今般、参考資料として添付させていただいております。技術的に詳細な内容でございますので、本日はその詳細な説明は省略させていただきますけれども、第6回合同会議ではこのとりまとめを御了承いただきまして、この内容で省令等の詳細ルールを整備する、そのような方向性をお示しいただいたところでございます。

現在、経産省では、環境省とともに、このとりまとめの内容に沿って、本年10月の改正バーゼル法施行に向けまして詳細ルールの整備を進めているところでございます。これをもちまして、一連のバーゼル法改正に関する御検討は一段落したわけでございますけれども、もともと複雑な法律でございます。我々としてもできるだけわかりやすい運用を行うということ。そして、今後、その改正点につきまして説明会を開催することによって、これを事業者の皆様にはわかりやすく説明していくということ。これをもちまして、10月1日にはスムーズに改正法が施行できるよう、環境省とともに努めてまいります所存でございます。

以上、バーゼル法ワーキンググループの活動状況とバーゼル法改正に関する現状について御説明させていただきました。私からの説明は以上でございます。

○中村委員長　　ありがとうございます。

それでは、各リサイクル法、またバーゼル法に関しても御説明いただきましたので、ただいまから御質問をお受けいたします。御質問ございます方は、いつものように名札を立てて意思を表明していただければと思います。よろしく願いいたします。

どのグループのどのテーマでも結構でございます。中にかなり入っていらっしゃる方も多いので。

それでは、まず佐藤委員。

○佐藤委員　　御報告ありがとうございました。横断的な問題ですがけれども、今回、中国がリサイクル由来の資源の輸入をかなり規制するということが発表されています。これが日本の廃棄物の処理法、あるいは各種リサイクル法にかなり大きな影響を与えるのではな

いかと懸念されています。このような、海外情勢と資源価格の変動について、各リサイクル法間の横断的取組として何か取組があるのかということをお伺いしたいと思います。

○中村委員長 ありがとうございます。回答はまとめてさせていただきます。

それでは、大和田委員。

○大和田委員 1つ目は、今、佐藤さんがおっしゃられたようなところをまず質問したかったところですが、統一的な取組というよりは、多分、統一的な概念が必要だろうとまず思っています。その中で、恐らく取組自体は個別法それぞれにおいていろいろな仕組みの中でやるべきことだろうと思いますので、その点についてお聞かせいただきたいというのが1つです。

それから、きょうはいろいろなリサイクルについて御報告いただいて、非常にいろいろなことがわかってきましたけれども、最近、今までずっとそうですけれども、電子化が随分進んできている。そうすると、もうほとんど、小型家電とかそういう意識がない形で、いろいろな電子化されたようなものが生活の中にどんどん入ってきている。そうすると、自動車とか電気・電子とか小型家電、容器包装はどうかなと思いますけれども、こういったものにもどんどん電子化が進展してきていますので、それぞれの中である、こういったものをどう扱っていくかという統一的な概念設計みたいなものが必要かなあと思っているのですが、その辺をどうお考えなのかというこの2点、お伺いしたいと思います。

○中村委員長 ありがとうございます。それでは、大塚委員、お願いいたします。

○大塚委員 御報告ありがとうございます。私も、中国との絡みなどお聞きしたかったので、佐藤委員が聞かれたことと同じ質問があります。それに加えて小型家電についてですけれども、参加している市町村数などが徐々にふえてきているというのはいいことだと思うのですが、御報告にもありましたように、回収量が思ったよりも頭打ちになっているという気がしています。恐らく30年度の目標達成というのもかなり厳しい状況になっていると思うのですが、資料の中で改善のポイントという項目もありましたけれども、改善のポイントの中でもかなりの的を絞って改善していかないと非常に難しいのではないかと考えています。今後どのように、どの辺に力を入れて改善していくのかという点をお聞きできればと考えています。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。ほかに何か。

では、高尾委員から先に。

○高尾委員　　ありがとうございます。高尾と申します。

皆さんが御関心もっているのと同様で、私も、中国との関係というのは非常に興味をもって、関心をもっておるところであります。バーゼル条約、バーゼル法の改正等も含めて、諸外国に向けて開かれたリサイクル制度がつくられつつある一方で、特定の国の政策によって日本国内のリサイクル制度が大きく影響を受けるという現状が事実としてありそうであるということにおいて、今後、我が国のリサイクル制度自体が、諸外国との協調の中で制度設計されていくべきものなのか、もしくは、安全保障というほどのことでもないかもしれませんが、一定程度国内で循環させるべきなのかという大枠の議論というのがこの場であってしかるべきではないかなと1つ考えておりますので、このあたりもぜひお考え、もしくは、委員の皆さんの御意見をいただければと思っております。

○中村委員長　　ありがとうございます。それでは、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員　　追加ですが、各リサイクル法の中で温暖化対策というものをどのように考えているかということ質問します。

リサイクルの効率化の中では、輸送の問題というのは非常に重要な問題だと思っております。その点は、CO₂の削減という点もありますが、ドライバーの不足から、輸送がそもそも難しくなって、物理的に機能しにくくなっているという社会問題があります。そのような中で、輸送の効率化、CO₂削減、労働人口の減少に対する対応は、どのリサイクル法でも共通の課題だと思っておりますので、これについてのお考えも聞きたいと思えます。

○中村委員長　　ありがとうございます。それでは、大石委員、お願いいたします。

○大石委員　　ありがとうございます。私もいろいろな委員会に関係しているため、質問しにくいところもありますが、この場だからこそお聞きしてみたいと思えます。

先ほど、小型家電リサイクルの説明の中でリサイクル券という言葉が出ておりました。消費者としては、リサイクル券といえば家電リサイクルにつながるわけで、現状の家電リサイクル法と小型家電のリサイクル法というのは、法律の性質上かなり違うものではありますが、一方消費者の側から見たときに、同じ家電のリサイクルというところで、かなり似たようなもので、どこが違うの、という意識ではないかと思えます。行政の側でも、特に違法な回収ルートに対して何とか対策をたてなければならない、という意味では、これは家電リサイクルも小型家電リサイクルも同じだと思うのです。ここではっきり結論は出ないと思うのですが、家電リサイクルと小型家電リサイクルとで方向性としては同じ方向を今後目指していくのか、それとも、今後も全く違う法律として進めていくのか、消費者

にはちょっとわかりにくいのではないかと思います。今後の方向性についてどうなのか、お話を聞いていて気になりましたのでお尋ねできればと思いました。

以上です。

○中村委員長　ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

それでは、とりあえず、今御質問いただいた分に関しまして事務局のほうから御回答をお願い申し上げます。

○高角リサイクル推進課長　まず私のほうから、全体通しての御質問に関しまして御回答を差し上げますけれども、中国の問題に関しまして、佐藤委員、大和田委員、大塚委員、高尾委員から御指摘あったかと思えます。この後、この委員会の後半の部分で中国に関する状況について若干御報告申し上げるべく資料を準備しておりますので、詳細はそちらのほうでまた御紹介させていただきますけれども、輸入規制に伴いましてさまざまな影響が生じてくるところ、若干タイムラグもあるわけでありまして、しっかり、影響を把握してまいりたいと考えております。

それから、温暖化対策につきまして、佐藤委員から御指摘ございました。特に輸送の問題ということになりますと、リサイクル対象物が、かなり有価性が低いとか、あるいは逆有償であるようなものにつきましては、輸送コストというのがかなり大きな要素を占めてくるということは事実であろうと思えます。ドライバーの問題等もあって、今後、輸送コストが増大してきたときに、各リサイクル制度において、これがどうはね返ってくるかというところはよく考えていかなければいけない問題かと思っております。この場で何か解があるかといわれますとそういうものでもございませんけれども、しっかりそこは認識してまいりたいと思っております。

個別の部分に関しましてはそれぞれ担当から御回答させていただきます。

○鈴木情報産業課補佐　商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室でございます。

佐藤委員から御質問のありました、物流事業者の人員確保や環境配慮の関係について、各リサイクル法の中でということでしたので、まず家電リサイクル法の関係をお答えいたします。まず、家電リサイクルにおいては、製造業者等がリサイクルをするに当たって必要な収集運搬のため活用する物流事業者と、それから、小売業者が廃家電の消費者からの引取りと収集・運搬を行いますので、そこで活用する物流事業者がいます。それぞれコストにも影響するものでありますので、一般論としては、収集運搬についても効率化をすべく取り組んでいただいているというところです。

ただ、実情といたしましては、御指摘のように、物流事業者の人員、担い手の不足と言いましょか、そういったところは厳しい状況にありまして、小売業者や製造業者等の委託を受けて家電リサイクルに係る収集運搬等の対応をしていただける事業者の方を探すのは、小売業者の方も製造業者等の方も、今かなり努力をしていただいている状況であると承知しております。

次に、大石委員から御指摘をいただきました点については、なかなか難しいところはありますけれども、家電リサイクル法の特徴は、やはり義務法でありまして、すべての小売業者に対して引取りと引渡しという大きな義務を課している。商品の配送をしているときに、廃家電も引き取ってくださいということで、小売業者に義務を課しているというのが大きなポイントの一つであります。

家電4品目のような家電というのは、基本的に配送が相当数行われるというところがありまして、その帰り便といいましょか、小売業者が配送しているので、小売業者に義務を課して引き取っていただく。新しい商品を販売したときに引き取ってもらうというのが効率的であると、こういう考え方を一つの要素として家電リサイクル法がつくられておりますので、小型家電のように、店頭で買ってそのまま消費者自身が持ち帰るということが多いというものについて同じように考えることは、なかなか難しいところはあるかと思えます。

また、現に、家電リサイクル法は平成13年に本格施行されていまして、小型家電リサイクル法は平成25年に施行されたというところ。我が国の電気・電子機器のリサイクル法の体系が家電4品目と小型家電28品目ということで、一旦、このように分けて、仕組みとしてもかなり異なるものとしてつくりましたので、現状としては、4品目と28品目の制度それぞれしっかり周知して、家電4品目は他の家電と異なりこうした特別な仕組みになっていますということを消費者の方に御理解いただくべく周知していくというの重要なかなと思っております。

以上でございます。

○中村委員長　それでは、次はどうされますか。個別の課題だとそれぐらいですね。小型家電のほうでどこに力入れるかというところで。

○近藤リサイクル推進課補佐　リサイクル推進課の近藤でございます。

こちら、前回の第3回のワーキングで御紹介したものですけれども、ここで家電認識やその対応案を述べて力入れているのは主に市町村回収のところでございます、そちらに

については環境省のほうで重立ってやっていくというところでございます。今、一人当たりの回収量が非常に少ない大都市での回収量につきまして環境省のほうで対策を考えているところでありまして、また、オリンピックのメダルプロジェクトということで、そういったものを通じて小型家電のPRをしているというところも行ってございます。

当省といたしましては、認定事業者が行っております直接回収量を推進していきたいというところで、そういった自治体回収では難しいところにつきまして、家電量販店やスーパーなどでの連携がうまく進められて、回収量がふえていくということを考えてございます。

また、大石先生からございました今後の仕組みというところでは、ちょっと回答になってないかもしれませんが、来年度の小型家電の見直しの中でさまざま議論していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○中村委員長　ありがとうございます。あとは、直接個別リサイクル法というよりは、全体というお話でございます。それに関しては、多分、この後、最後の資料でどうするかということも出てくると思います。先ほど課長がいわれましたように、中国で輸入規制がかなり強行われているということについても少し御説明があるようですが、そのほかに関して何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

委員の皆様方、ここにいらっしゃる方々は、それぞれのことにしましてはかなりその議論の現場にいらっしゃる方が多いのでよく御存じなのかなあという気はいたします。全体感に関する御質問はまた再度、それでは後ということにさせていただいて、もし御意見がないようでしたら次に移らせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、続いて福島のエノベーション・コースト構想について御説明をお願い申し上げます。

○荒田リサイクル推進課補佐　リサイクル推進課の荒田でございます。

それでは、資料4をお開きいただければと思います。これから御説明します内容は、福島エノベーション・コースト構想という福島復興のための施策というのを政府全体で取り組んでおりますが、その中で環境リサイクル分野の取組というのを中心に御説明申し上げます。

スライドの右下1ページを御覧いただければと思いますが、福島エノベーション・コー

スト構想は、前回のこちらの小委員会でも御紹介しておりますので御存じの方がほとんどかと思いますが、重点研究を廃炉研究、ロボット開発実証、エネルギー、農林水産分野としまして、浜通りの地域に新しい産業を創出して、新しい雇用を生み出し、地域の活性化を図るといった事業でございます。そして、ロボットテストフィールドの拠点の整備を進めるとともに、浜通りの地域で地元の企業が参画する研究開発プロジェクトに対する支援等を実施しております。また、地域の企業のマッチングですとか、そういった形でうまく新しい事業というのが創出されるような取組をいたしております。

「現在の主な取組」というところを御覧いただきまして、「実用化開発プロジェクト」というのが真ん中にあるかと思いますが、こちらが研究開発の実証の事業となっております。30年度の現在の予算案の金額というのが69.7億円となっております。こちらの「採択プロジェクト(例)」の一番下に「石炭灰リサイクル製品製造技術の開発」とありまして、環境リサイクル分野に関しましても、後ほど各事業の概要を御説明いたしますが、現在、10件程度、事業が走っているところでございます。

次に、「福島イノベーション・コースト構想の主要プロジェクト」ということで、次のスライドを御覧いただければと思いますが、こちらの主要プロジェクトが6分野ございまして、右側の真ん中にございますとおり、環境・リサイクル分野というのを主要プロジェクトとして進めております。内容としては、廃棄物のリサイクルですとか、そのリサイクル材による復興資材の供給、それから最先端のリサイクル事業、こういったことを掲げて進めさせていただいております。

次、3ページ目ですけれども、こちらから環境・リサイクル分野の具体的な取組になりますが、大きくは2つの取組がございまして、まず1つは事業化に向けた課題の整理、それからコンサルティング、そういった事業でございます。

こちらの1つ目のところですが、平成27年8月に「ふくしま・環境リサイクル関連産業研究会」というのを設立いたしまして、地元の企業を中心に167者の企業、団体等に御参加いただきまして、下の図の中にございますように、事業テーマごとにワーキンググループを4つ設置しまして、関連企業によるマッチングですとか域外の企業も含めた協業の可能性、こういったものを検討させていただいております。

こちらにありますとおり、会長は中村委員長に担当していただいております。こちらの下に運営委員会と4つのワーキンググループを置かせていただいております。石炭灰リサイクル、そして小型家電リサイクル、太陽光パネルリサイクル、そして浜通りにおける廃

棄物処理システム構築の4つのワーキングになります。

次のページに行ってくださいまして、こちらの研究会で平成29年度に実施している内容というのが下になるのですけれども、もともと2020年に向けて各検討中の事業のビジネス化ということを目指しているのですけれども、こうした研究会、ワーキングでの検討内容というのを実用化開発補助金、先ほど冒頭で御説明した研究開発の補助事業につなげるということを目指しております。そのために、まず、ふくしま環境・リサイクル関連産業研究会の中では、引き続きネットワークの構築のために複数回の研究会を実施しまして、マッチングイベント等を行うとともに、左下が、まず取組①としまして事業化のコンサルティング、こちらのこれまでのワーキングでの検討状況とかを踏まえまして、早期の事業化が見込まれる案件について、会員企業さんから募集をいたしまして、事業性の調査の実施というのをさせていただいています。

それから、右側の取組②ですけれども、共通課題に対する調査ということで、浜通りの地域で実際に廃棄物というのがどれぐらいの量発生するのか、現状の排出量と5年後の排出量予測について調査をしているという状況でございます。特に会員企業さんの関心の高かった太陽光パネル、炭素繊維、リチウムイオン電池、石炭灰、小型家電、こういった分野についての廃棄物等のストック量及び発生量を調査しております。

こうした結果というのは研究会で会員企業さんに共有を図る予定でして、こうした情報をどんどん活用していただいて、実用開発等促進事業等を活用して新しいビジネス化というのを目指していただければと思っております。

次のページに行ってくださいまして、こちらが2つ目の柱ですけれども、地域復興実用化開発等促進事業ということで、実用化開発の補助金になります。以下、29年度の採択事業、継続7件、新規3件とございますが、この中で新規の案件が、上から3つ目の吹き出しに入っておりますハイブリット処理による未利用資源の建設資材としての利用と、それから、その下の農林資源の有効成分への高効率な転換事業、そして吹き出しの一番下、日産リーフ使用済みリチウムイオンバッテリーによる電源開発、こちらの3件が新規でございまして、その他は継続事業として実施しております。

そして、この中の上から2番目の継続のほうですね。福島エコクリート他と書いてございます石炭灰のリサイクル製品ですけれども、こちらの内容というのを、最も進んでいる事業ですので、次のスライドに概要を御説明してございます。

浜通りの地域、石炭火力の発電所がたくさんございますが、そちらの石炭火力発電所で

出たフライアッシュをこの福島エコクリートという、石炭エネルギーセンターや国土開発さん等がジョイントで設置した会社ですけれども、そちらに運びまして、そちらがもたれている技術によって、石炭灰の混合材料、人工砕石を製造いたしまして、地域の復興工事に活用していくといった事業になります。こちらのプラントが実際に動き出すのが今年の3月半ばでございまして、来月、竣工式を予定しております。

そして、右下の新聞記事をごらんいただければと思いますけれども、ちょっと小さくて恐縮ですが、拡大していただきますと、一番上の段落の後ろから4行目ほどに、地元の相双地方から採用された20人が式に臨んだとありますが、こうした形で具体的に20人の新規の雇用創出に結びついているという状況でございます。

次のスライドに行ってくださいまして、こちらはマッチングイベントの状況を書かせていただいておりますが、ロボット分野、医療機器分野と並んで、エネルギー、環境・リサイクルの分野につきましても、左下にありますとおり、昨年の3月にマッチングのイベントを開催しております。

次のページに行ってくださいまして、今後のこうした環境・リサイクルの分野のスケジュールですけれども、一番上に「ネットワークの形成」とございまして、研究会を引き続き開催していきまして、また、その下にありますとおり、ワーキングでの各事業者さんの検討も進めていただき、かつ、上から3番目の事業可能性調査ということで、今年度29年度に実施していますコンサルティングと排出量の調査、こちらの成果というのを平成30年度の新規の地域復興実用化開発等促進事業のほうに打ち込んでいけたらと思っております。

イノベーション・コーストのお話は以上になります。

○中村委員長　　ありがとうございました。

それでは次に、全体感のあるお話を課長のほうからしていただきまして、それから御質問を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

○高角リサイクル推進課長　　それでは資料5を御覧いただければと思います。「資源循環政策を巡る最近の動きについて」ということで、4つほどトピックを御紹介させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、右下のページ番号、1ページ目でございますけれども、「線形経済 (Linear Economy) から循環経済 (Circular Economy) へ」という流れでございます。サーキュラーエコノミーにつきましても、もう御案内かと思っておりますけれども、従来の資源を消費して廃棄するという一方通行の経済に対して、資源を回収して再生、そ

れから再利用し続けるということで、資源制約から切り離された、デカップリングされた経済成長を目指すということでございます。従来の3Rをさまざまな形で発展させていく。特にさまざまな形でものを再利用して、あるいは長期間利用していく。それから、利用形態においても、シェアリング等のサービス化を通じて、この資源の効率性を高めていくという考え方だと理解しております。

2 ページ目に参りまして、資源面での資源の使い方の変化に加えまして、顧客とのかかわり方についても見直していく必要があると。結果的に、サービス化やシェアリング、それから製品の長寿命化等々のビジネスモデルの変化が生み出されていくと考えているところでございます。

3 ページ目に参りまして、持続可能な開発目標、いわゆるSDGs、こちらも社会的に随分認知度が高まってきたかと思っておりますけれども、この中で特に12番目のゴール「つくる責任 つかう責任」と書いてございますけれども、持続可能な生産と消費の確保というところは、資源の循環に直結している。特にここで資源効率性の向上を図っていくということがそのSDGsの達成のためにも不可欠ということになっております。

左下のほうにマテリアル・フットプリントという図をお示ししておりますけれども、先進地域における一次製品の使用量、GDP1単位当たり直したものでございますけれども、これは23.6キログラムと表示されております。これは10年ほど前に比べると低下傾向にあるということではありますけれども、開発途上地域に比べればまだかなり大きく上回っているという指標が報告されているところでございます。

次のページに行ってくださいまして、国際的な動向になります。この資源効率、それから循環経済という議論につきましてはEUでの議論が先行しているところでございますけれども、EUにおいては、2015年12月にサーキュラーエコノミーパッケージを発表いたしまして、その具体化を図っているということでございます。直近では、この1月にプラスチック戦略というものを発表しております。それから、G7におきましても、エルマウサミット、2015年以降、この資源効率性ということが毎年取り上げられてきているということでございます。さらにG20におきましても、資源効率性ダイアログ、対話をしていこうということが提唱されているということで、世界的にも広がりが出てきている状況になっているところでございます。

5 ページ目に、先ほど申しました欧州のプラスチック戦略という、直近に発表されたものの概要を掲載しております。細かいところは省略いたしますけれども、今後の目指すべ

きビジョンということで、2030年までに全てのプラスチック製包装容器がリユースまたはリサイクルが可能になる等々のことが述べられている。そのためのアクションが発表されているということでございます。

それから2番目のトピックは、6ページ目にまいりまして、中国における廃棄物輸入規制の動きでございます。先ほども多くの委員から御質問いただいたところでございますけれども、改めて整理いたしますと、昨年7月に、中国政府からWTOへの通報があったということでございます。これはさまざまな固形廃棄物の中に汚染物質や危険物質が混入しているということで、中国人民の環境と健康を守るための措置だということが強調されており、中国がここ数年間非常に力を入れてきた環境規制の強化の流れの中でこういった政策も打ち出されてきているものと理解しております。

具体的には8月に、中国政府は「輸入廃棄物管理目録」というものを公表しておりまして、主な品目をここに記載しております。この間、中国政府に対しまして、これはどういうものが認められてどういうものが認められないのかということの具体化を質問等を通じて求めてきたわけでありまして、基本的には、例えば生活由来の廃プラスチックに関しましては、工場で発生する端材などを除き、一度消費者の手に渡ったのち排出されたようなものは全て生活由来と整理されているということでございます。紙ごみに関しましても、これまでよりも非常に厳格な混入物の規制というもののハードルを上げまして、それをクリアできていないものは輸入できないという形になっております。

この輸入禁止につきましては12月の末から施行されていることでございます。例えば古紙についてもそうですけれども、特にプラスチックなどのように、中国への輸出にかなり依存する形でリサイクルシステムができ上がっているものについては、今後、リサイクルの流れに大きな影響が出てくるのではないかと考えております。数字についてはそこに記載しておりますけれども、プラスチックの場合は、900万トンのうちの150万トンが海外輸出、うち75万トンが中国向け輸出となっていたところでございます。

次のページに少しデータを載せておりますけれども、プラスチックくずの輸出量の推移でございます。これは先ほど申し上げました生活由来プラスチックとほぼイコールだと考えていただいてよいと思いますが、この上のラインが世界全体に対する日本からのプラスチックの輸出量、それから2番目のラインが中国に対する輸出量ということで、御覧いただければわかるように、ほぼ世界全体に対する量の約半分は中国に対する輸出が占めているということでございます。9月以降、この中国に対する輸出が減少してきており、直近

が12月までのデータしかありませんが、12月の段階では全体の中での占める割合も約4分の1以下、5分の1程度に落ち込んできているということでございます。

それに対しまして、下のほうに、ほとんどゼロに近いところに張りついていたその他の輸出先への輸出が、このグラフ上ではわずかにという感じではありますけれども、伸びてきているということで、輸出先の分散化が図られているということかと思いますが、ベトナムやタイなど、東南アジアに対する輸出量が増えてきている状況が見て取れるかと思えます。

続きまして8ページ目に、先ほどのプラスチックくずの内数になるわけでありましてけれども、PETフレーク、ペットボトルを粉砕してフレーク状にしたものの輸出量でございます。こちらに関しましては、世界全体と中国のラインがより接近しておりまして、ほとんどが中国に輸出されていたという状況になるわけでありましてけれども、こちら9月以降、かなり大幅な落ち込みをみせており、特に12月になりまして半減に近い減少幅をみせております。

それに伴って世界全体への輸出量も落ち込んできているわけではありますけれども、一部は、ベトナムや、タイ、あるいは台湾等に代替してきているということでございます。これまで中国に向けられていたペットボトル、ひいてはプラスチックの輸出が、中国への輸出禁止に伴って落ち込みが出てきているわけでありましてけれども、その一部につきましては、他の国、東南アジア方面に代替されているという状況でございます。

ただ、これはこれまで中国に輸出されていたものが全量代替されるかといいますと、そこまでのキャパシティは恐らくないものと思われまして、一部はやはり国内に滞留するということが発生してきているということかと考えております。

関連しまして、これは国内循環に振り向けられるのかどうか、あるいは他国との関係において国際的な循環をしっかりと確保していくべきかというような御質問が高尾委員からあったと思いますので、この際にあわせて現時点での考え方をお話しさせていただきますと、日本だけではなく、世界的に多くの国が中国への輸出に依存していたところでございまして、中国がこの輸入禁止の方針を発表したことでかなり各国に大きな影響を与えているのは事実だろうかと思います。

アメリカやEU、あるいはオーストラリア、こういったところは中国に対しましてかなり懸念を表明している状況もあるところでありますけれども、中国の方針として、これは実際にこの年末に止まっているということかと思えますけれども、そうなったときに我が

国としてどう対応していくのか。

例えばペットボトルにつきましては、国内循環をしっかりと確保していくべきというようなことも容器包装リサイクルの世界では言われているところであります。そういう中で、国内循環をしっかりとできるようなルートをいかに確保していくのかといったことが急務であろうかと。いずれにしても、国内に滞留したものが、不法投棄であるとか不適切に処理されることのないように、これは環境省の方がメインの担当になろうかと思えますけれども、取組をしっかりと図っていく必要があるかと考えております。

それでは、次に9ページ目でございます。3点目といたしましては、リサイクル分野の海外展開戦略というものでございます。インフラシステム輸出戦略、これは我が国としてインフラシステムをどう海外展開していくのか、輸出していくのかというものでございますけれども、その全ての分野において我が国企業が30兆円のインフラシステムを受注というような政府目標があるわけでございます。この中で主要分野について海外戦略を個々に策定していこうということになってございまして、主要分野としては電力とか鉄道とか情報通信等でございますけれども、リサイクルもその一つに位置づけられておるところでございます。

現在、国内外の市場動向、競合国の動向等も踏まえて、今後の海外展開、取組の方向性等を整理しているところでございます。現段階では内容を御紹介できる段階に至っておりませんので、この一枚紙で御了承いただきたいのですけれども、年度内に策定すべく、環境省とともに鋭意作業をしているところでございます。

最後に、リサイクルの関係予算ということで2つ御紹介させていただきます。まず、「省エネ型資源循環システムのアジア展開に向けた実証事業」は、先ほどの海外展開戦略とも関係するわけでございますけれども、アジアにおける適切な資源循環システムを構築するため、制度の構築とともに実証を行うというような取組で、これは平成28年度からスタートしているものでございます。30年度におきましては4.3億円を予算案に計上しているところでございます。

続きまして11ページ目でございます。「高効率な資源循環システムを構築するためのリサイクル技術の研究開発事業」ということで、こちらは平成29年度からスタートしているものでございますけれども、特に都市鉱山におけるリサイクルをより効率的に行うための廃製品、部品の自動選別であったり、あるいは製錬の効率化を図るための研究開発を進めているものでございます。30年度におきましては6.0億円の予算を計上しているところでござ

います。

御説明は以上でございます。

○中村委員長 ありがとうございます。

それでは、この2つ御説明いただいた件に関して御質問をまずお受けして、そのときにまた、全体感のある御質問ございましたらよろしくお願いします。

それでは、まず小島委員。

○小島委員 まず、今御発表いただきました「資源循環政策を巡る最近の動きについて」の1ページ目、循環経済の説明の中で、再製造やシェア、モノのサービス化というところが触れられてきていることに関しては非常に評価したいと思います。今後より重要になってくる分野かなあと考えております。

そのシェアとも少し絡むのですけれども、その前の福島のほうの御発表の中で、環境・リサイクル分野ではないですが、農機のロボット化のお話がありましたけれども、これも実際実用化されたときに、南から北にシェアしていくようなイメージですね。要は、トラクターを使う時期が違いますので、そういう高いものをきちんとシェアして使っていくような仕組みというのも同時に考えていただくようなことが重要なかなあと考えております。それが1点目です。

2つ目は中国の輸入規制の影響に関してですけれども、委員のほうからも、いろいろ考え方があればということがありましたので少し申し上げておきたいと思います。1つは、日本の分別収集を含め、かなりきちんと分けていることは欧米に比べると強みになっていると感じております。再生資源の質がきちんとした分別によってかなり高くなっているのですね。規制対象になるような古紙というのも少ないと思いますし、これまで中国とかフィリピンとかで摘発を受けているような廃プラスチックとか金属とか古紙が混ざり合っているようなものというのは日本では非常に少ないと思いますので、そういう分別収集をきちんとされているということは、ある意味、強みになっているかなということも1つ指摘しておきたいと思っております。

その一方で、中国の輸入規制、少し厳し過ぎるところがあるかなと思っております。特にペットボトルの洗浄フレークまで規制するというのは、WTOの考え方からいっても少し行き過ぎかなあと。汚染のおそれというのもほとんどないといっていると思いますので、少し行き過ぎの面があるかなあと考えております。WTOで訴えるかどうかというのはいろいろ御検討されることになるのかと思いますけれども、少しきちんと考えていいところ

かなあと思っています。

報道等によりますと、プラスチックのリサイクルが進まないから、バージンのプラスチックがより需要がふえるだろうということで、プラスチックを製造している企業さんの株価が上がっているというような話も聞きますので、世界的な循環経済を達成するためにどのように考えていくべきかというのを少し考えていただければなと思っております。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。それでは、先に村上委員のほうから。

○村上委員 ありがとうございます。

全体戦略っぽい話と細かい話に分けたいと思いますけれども、全体戦略っぽい話で、今ちょうどいっぱいあったので、鉄の部分に関していえば、ばたつと多少動きがとまったとしても、物理的に完全に止まってしまうような止まり方はしないのしょうけれども、価格がぶれて、皆さんがだんだん苦しんでいくという過程なのかなと。ダイナミックに動いていくものなので、その経緯をちゃんとそれをたどるような観察をしていただいてというのが大事なかなあと。プラもしかりであろうと思います。

それと、直接はつながらないですけども、今の資料の中で、マテリアル・フットプリントの話の少しだけお出しいただきましたけれども、ここの委員会に出ていて若干違和感があるといえばあるのは、個別リサイクル法を集めて、上に乗っかっている委員会の割には、全体感のある数字の話、何もないよなといつも思っはいて、循環基本計画で言えば循環の3指標があると。でも、あれはここで論じるにはトップダウン過ぎる気がするので、そういうところで、何をしたいのかが伝わるような何か数字があるとよろしいのではないかなと。そろそろそういう時期ではないかという気がします。

そういうところを踏まえつつ、場合によっては素材によって分野横断的なのもかもしれませんし、もっともっと大きな話なのかもしれませんけれども、そういう、戦略がみえるような何かの御準備をいただくようなことをそろそろ考える時期なのではないかなと。すみません。若造が偉そうなことをいって申しわけありませんが、そんな感じを受けておりますというのが1つ。

もう一つはシステムっぽい細かい話で、ほかの方から出てきてなさそうなところで、物流の話が、ちょっとだけ佐藤委員から御指摘ありましたけれども、個別の物流の話って当然あると思うのですけれども、全体感として、それも指摘としては出ていましたけれども、やはりちょっと物流、苦しいのだろうなどは思っています。学者として言うと、日本の静

脈物流の研究について、最近、学生さんがやっていたのでレビューをしてみたのですが、日本人の書いた静脈物流の文献って、世界的にみても、まるで意味のある文献が一本もない。1,000本ぐらいレビューしてくれたのでほぼ間違いない。学者、全く役に立っていないのです。反省しているところでもあるのですが、

なので、ちょっと物流目線で、かつ、その余りハードな話でなく、システムっぽい話として、例えば、多分、トレーサビリティのレベルを上げれば混載しても大丈夫になるという話なのであれば、それはどうやって、今どきなので、ハードといってもシステム的な対応でトレーサビリティを上げることができるのか。そういう話は、おそらく、個別のところから出し切れない、個別リサイクル法の物流のシステムをこれ以上厳しくしたら本当に首縛ってしまうと思うので、横断的に使えるようなトレーサビリティを安価に上げるような技術をつくる。そういう話をもう少しまじめにやった結果として物流の効率が上がったりすると全体的に楽になれるみたいな話でつなげるような、少し長い目で先をみれるようなことを検討してみただけるといいのかなあと。たまたま私は物流しかわからないので物流のたとえでしゃべっていますけれども、多分ほかにもたくさんあるはずなので、そういうところを少し整理していただいて、狙っていただいたりするとよろしいのではないかなあと思いました。

ほかは、多分、ほかの委員から御指摘あったことばかりなので、これだけで。以上です。
○中村委員長 ありがとうございます。今の御指摘は本当に同感いたします。特に今、技術が随分違っているのですね。昔と。IT、IoT、ICT、どれをとっても昔とはレベルが全く違いますので、そろそろ考えてもいいころかなあと気がいたします。

それでは、長沢委員、それから高尾委員。

○長沢委員 今、物流の話が出ましたので、たまたまビジネススクールで物流のロジスティクス、サプライチェーンマネジメントという授業を担当してまして、実務の人にお話しいただいていますけれども、確かに静脈物流の話はほとんどないというか、弱い。だから、理論がだめだという話に加えて、実務でもだめだと思います。余計なことをいうと、物流、本当に危機で、トラックの運転手、今、年収1,000万提示しても集まらないといっていますので、本当に崩壊寸前だと思います。そのことは、結局、静脈物流なんていうのに余裕が回らないと思います。これは、村上先生の話を受けて一言申しました。

先ほどの福島の話、ちょっと気になるのですが、石炭灰の話です。石炭火力がいっぱいあって、石炭灰を処理しようとのことですが、またセメントにするということですね。廃

棄物を何とかしようというのと全部セメントに混ぜちゃえという話で、能がないというか、またかという感じします。そして、それは結局、再生可能エネルギー、特に太陽光プロジェクトを進めるという一方で、石炭灰のリサイクルを進めるということは、その一方で石炭火力をもっとふやしましょうということですから、何かいつていることに整合性がないように感ずる。このままですとね。だから、ポリシーというか、理念として、石炭火力は減らすのだけれども、今ある以上、しょうがなくそれをやらなければいかんよねというのか、やはり石炭火力でどんどん補わないとだめだからもっとふやしましょう、そのためにはとっているのがちょっとわからなかった。

あと、将来に向けてという話は非常におもしろくお聞きいたしました。特に私は、ビジネススクールに勤務しているものですから、最近の話題は専らシェアリングエコノミーなのでですね。そういうときに、頭がそっちに行っているときに、循環経済とかサービサイジングという話を聞いて、ああ、そういえばそういついたなあというのを思い出したわけですね。そうすると結局、いいか悪いか、「はやり廃り」みたいなものはあると思うのですが、シェアリングエコノミーといったときに、循環経済というのは別ものなのか、組み込まれるものなのか、一部を形づくるものなのか、あるいは、循環経済、単なる言葉のいいかえなのか、中身が変わってシェアリングエコノミーなのかという整理が、私自身わかりませんし、どのようにお考えになっているのか。あと、サービサイジングといついたのとシェアリングエコノミーというのが、私、多分、9割方は同じではないかとは思いますが、そういう、単に用語だけでなく、理念の整理が必要ですね。

もっと具体的にいうと、リサイクルを促進するのであれば分解容易性というのはすごく大事になるわけです。しかしながら、長寿命化で環境対応を図りましょうと考えるのであればむしろ簡単にばらけないように、がちがちにつくって、リサイクルが簡単にできないぐらいしっかり作り込んで、長い寿命にしたほうがいいということもあり得るわけです。そうすると、長寿命化とリサイクルというのは実は矛盾したりするわけです。そのところをどう考えて、どう整理して、何を促進するのかというところがちょっとみえてこない。

あと、最後の中国の問題で、中国はプラスチック買わなくなって、十分ではないけれども、発展途上国が少し補っていますよというのは、現状はわかるのですが、そこでどうするかですね。もっとほかのアジアの国々に買ってもらうように促進するのか、あるいは、EUのように、プラスチックの再利用をもっと日本も考えましょう、だから、日本版EU的な再利用を進めましょうというのか。

私が一番危惧するのは、これが大前提で成り立っているペットボトルの容器包装リサイクル法自体が最後のところで破綻する、イコール全部破綻するのではないか。中国が買ってくれる前提でペットボトルのリサイクルが成り立っているのであるならば、もうペットボトルを禁止する、廃止するぐらいしなければいけなくなるのが今起こりつつあるのではないかと思いますので、そこまで見据えて考える必要があるのではないか。これは提言というか、考えです。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございました。

それでは、ちょっと御意見を先にお伺いして、まずは高尾委員、それから大熊委員、松八重委員で、最後、佐藤委員といきたいと思います。

○高尾委員 ありがとうございます。手短に。

まず、資料5の1ページ目にあります循環経済へというモデルについて、今後を見据えて非常に大事だろうなと思いますけれども、この中に、消費者、国民という言葉がなかなか出てきづらいことはよくわかるのですけれども、ぜひ入れていただくように検討いただければと思います。というのも、リサイクルを進める1番目は、消費者が一個一個、小島委員の指摘もありましたが、分別をしたりとか出していくというその行動自体から成立していると思いますので、これを位置づけていくことは大変重要なのではないかと思います。その点において、中国のプラスチック類の輸入禁止において、恐らく、日本国内から発生する半分ぐらいが行き場を失う可能性があるという状況において、ともすれば消費者が頑張っただけで分別したものが、適正処理、つまりは焼却処分もあり得るかもしれないという状況であるかと思えます。その場合において、前もって消費者に対する説明をすると、緊急対策という意味においては、予算をつけるよりも何よりも先に、ディスクローズして、可能性について説明するということがやはり求められるのではないだろうかということを今強く感じます。

ペットボトルのリサイクル率だけではなくて、ほかの紙についてもリサイクル率が順々に上がってきた最も大きな要因は、消費者の協力、国民の協力であったかと思えますので、それが何らかの要因で難しい状況になりつつあるということは前もって国民が知るべきことではないかなと思います。

2点目ですが、この中国の輸入禁止の状況において、正直、困っている国というのは、日本だけではなくて、EUもそうでしょうし、貿易統計を拝見する限りは、ヨーロッパも

結構中国に出しているのだなということもありまして、アメリカもしかりであるかと思えますので、この際、困った人たちチームを組んで、それぞれお互いどうやっていくべきだろうかということ話し合う絶好の機会ではないか。この施策の中で出ておりますインフラ輸出、その予算も含めて、ちょうどいいタイミングなのだなど。より持続可能なリサイクルの仕組みというのは出てくる。もちろん、東南アジアに出せばいいという話ではなくて、EU、アメリカ、そして日本が今後どうしていくべきかということと一緒に考えるいい機会だと思いますので、短絡的に東南アジア諸国に出しましょうというだけではなくて、その方々といかに話をしていくのかということが重要なのではないかなと思います。

もう一つだけ。物流の話がよく出てきておりますが、私も非常に重要なことだと考えております。連携収集だとか、非常に効率化できるテクノロジーはあるのですけれども、僕の理解では、小型家電リサイクル法では先進的に宅配便等で取り扱うことができるようになってきているかと思いますが、そのほかのリサイクル法ではなかなか難しい部分があったり、そもそも廃棄物処理法では非常に難しい部分、表示義務だとか許可証の携行、あとは、実務的には手元マイナス問題においても非常に物流に関するところは取り扱いが難しい部分があるかと思いますが、もういつてられない状況というのが起こりつつあるという現状を踏まえて、早急に対策というのを考えていければいいかなあとと思います。

特に、これは私の私見でありますけれども、日本国内では重要港湾という港が百幾つありまして、国内航路は非常に発達している特殊な国だと理解しておりまして、そういうものをうまく活用する形というのはできないのかなと。船で廃棄物運ぼうとする表示義務等がなかなか難しかったりもしますし、想定されていない部分もたくさんあるかと思いますが、そのあたり、ぜひ御検討いただければと思います。

あと、最後に1点だけ。もしペットボトルのフレークが今後余ってしまっていて、逆有償になったその次の瞬間から廃棄物となって、輸出に関しては環境大臣の許可が必要なのかどうかというのは非常に気にしておるところなのですが、そのあたりも、ガイドライン等含めて検討いただければと思っております。

以上です。

○中村委員長　ありがとうございます。それでは、大熊委員、お願いいたします。

○大熊委員　ありがとうございます。

私も、中国における廃棄物規制の動きに関連してですけれども、皆さん、先生御指摘のとおりだと思います。ただ、今の時点で、ここでとまるということは、ある意味、国内循

環のほうにまずは回ってくる。不法投棄されるということは一番避けるべきですけども、ある意味、これを契機として国内循環を一層高めるための、事業者、リサイクラーの育成ですとか、そういったリサイクル産業をより充実させて、もちろん、外に行くのはいいですけども、より日本の中で回して日本の経済活性化に資するような、そういった施策も非常に重要だと思いますので、これを機に、ひとつそこに力を入れていただくというのも一つの考え方ではないかと思っております。

○中村委員長　ありがとうございます。それでは、松八重委員。

○松八重委員　ありがとうございます。

個々のワーキンググループの資料に関しまして、それぞれ省庁ならびにワーキンググループ等で御議論があった内容を細かくまとめていただいたと、それは感謝しております。ただ、お話を伺って、ワーキンググループ間のつながりが非常にみえづらいなのというのが何となく感じておまして、先ほど来、大所からというようなところもございますけれども、例えばパーゼル法で出てきております雑品のお話とかも、雑品の中に含まれているものは、恐らく自動車から出てくる、一部、ワイヤーハーネスみたいなものが混ざっているものもあろうかと思えますし、家電リサイクルから発生しているようなものもあろうかと思えますけれども、そのあたりの、ここが全てをまたぐわけではございませんけれども、そういったところからの各ワーキンググループへのフィードバックといいますか、そういったものについてもう少し、もしかしたら各ワーキンググループの中では少し御議論があるのかもしれませんが、ここはせっきく全体感を話すお話ですので、そういったところにどういうフィードバックを持ち帰ればいいのか、そしてその先どのような議論を進めればいいのかというところをもう少しみせていただくと非常にありがたいなと思っております。

もう一点、先ほど村上委員から御指摘がありました、そろそろ数値を出したほうがよろしいのではないかと、若手がという御指摘ありましたけれども、同じぐらいの世代の人間からも、やはりその辺のところ、必要だよねと賛意を申し上げたいと思っております。鉄道、アルミあたりのマテフロを追いかけても、そのあたり、非常に難しいところはあるのですけれども、各ワーキンググループの中で扱われているような素材の高度な循環を目指そうというところにいったときに、鉄、銅、アルミといったベースメタル以外のニッケルは？とか、銀は？とか、その辺になってくると、各ワーキンググループの中でとじた議論というのは非常に難しいような気がしております。

現在、自動車リサイクルに関連して、こういった破砕業者や解体業者がいて、どのような資源効率を高めるような破砕・選別、再資源化を行っているのかというところを少しサベイした上で、もしかしたら格付け化をしようとしているような動きがあるのですけれども、それも自動車ワーキングの中だけでとじた議論では収まらないと思われます。破砕、解体のセクターは、自動車だけを占有で処理しているわけではございませんので、一部、家電も入ってきますし小電も入ってきますので、自動車だけで格付けをしたり指標化したりするようなことは難しいといえますか、余りやってはよくないような方向に走る可能性もあるのではないかと懸念いたします。まさにそういったところでの指標づくりというのは、各ワーキンググループまたいだところで議論していただく必要があろうかと感じております。

恐らくそのような議論を担当するのは、何となく自動車の会議に出ていて、ここでというふうに申し上げて、多分、そこじゃないなということなので、じゃあどこだとなってくると、どこにもっていけばいいのかわからないのでここでいっているのですけれども。なので、そういったワーキンググループをつないだ資源循環効率を高めるような指標というやつを少し議論するような、何か別建ての仕組みがあってもよろしいのではないかなというところを、村上委員の意見に乗っかって申し上げたいと思います。

以上です。

○中村委員長　　ありがとうございました。それでは、佐藤委員の御意見をお伺いして、回答させていただきます。

○佐藤委員　　皆様の御意見と共通ですが各リサイクル制度を横断的に統合して資源循環を考えるのは経済産業省の役割ではないかなと思います。そういう意味で、もう少し広い視野をお願いしたいと思います。特に社会の構造が変わってきておりますので、その社会の変化をどうやって法律に反映させるかということが必要だと思います。

例えば容器包装では、少子高齢化が進んできていて、今、全人口の中で、介護施設や病院で住んでいる方、ホテル、大規模マンションのSOHO、こういうものはほとんど容器包装リサイクル法でどう捉えられるかわからないわけですね。従来のライフスタイルと異なる人の人口がどんどんふえてきている。それから家電も、今、商店街の電気屋さんに冷蔵庫などの家電を買いに行くと、電気屋さんが自分でお店から顧客に家電を運んでくるという買い方をしている人はほとんどいないと思うのです。量販店かインターネットによる販売が大半です。そうすると、先ほどのお話のように、家電は小売業者からの運搬があ

るから、帰り便でもっていくということをやっている家電の売り方というのは全体の何%あるのか。そのように社会が変わっているということをどうやって考えるか。

それから労働力の不足も、横断的にこのリサイクル法の中で考えるということが必要ではないかと思います。特に物流については、現在の法律を変えなくても、運用でトレーサビリティ等を確認すれば、共同配送、郵便局の車の利用、その他の世の中を走っている全ての自転車、オートバイ、トラックを使えるはずなのですね。そのようにしないと今後は運搬が出来なくなると思います。

それから、シェアリングエコノミーのあり方です。シェアリングエコノミーというのは分散化で、分散化というのは、インターネットでつながった素人の方々がいろいろな取組をすることが可能になります。例えばメルカリのような中古品の販売ですが、あれは古物商なのかリサイクルなのかシェアリングなのかとか、そこと修理業が組んだらどうなるのかとか、リユース目的で集めたうちの3分の1が廃棄になるなど、多様な形態が考えられます。これをどう解釈するか、リユース、リサイクル、修理、廃棄などの垣根がなくなってくるという世界だと思います。その垣根がなくなったときに、リサイクル法をどのようにアメーバのように有効に機能させるかなどを考えることが今すごく必要だと思っていますので、ぜひ御検討いただきたいなと思います。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。それでは、事務局のほうから回答できる範囲で結構です。結構コンセプショナルな御質問が多いので、なかなか回答しにくかとは思いますが、よろしくお願いします。

○高角リサイクル推進課長 様々な御指摘いただきまして、ありがとうございます。漏れがあったら御容赦いただきたいのですけれども、順番にお答えしますと、まず、ワーキンググループ間の横断的なつながり、制度相互の垣根を超えた横断的な検討をということは、実はこの会議を開くと毎回御指摘いただいております、非常に心苦しいところではありますけれども、元々、それぞれのリサイクル法が割とがちりと作り込まれていて、それで運用しているということの関係上、どうしてもそれぞれのワーキンググループではそれぞれの制度で閉じた議論になりがちだということはあるかと思っています。

その上で、では横断的な検討しなくていいのかと言うと、もちろんそうではありませんし、特に最近の、本日御紹介しました循環経済や資源効率性の議論を踏まえてどういう展開をしていくのか、よく検討していかなければいけないということで、この部分につきま

しては、私どもとしても少し掘り下げて研究してまいりたいと考えております。短期間でのぐらゐの成果が出るのかというところはなかなか難しい面もあるかもしれませんが、一歩一歩進めてまいりたいと思っております。

関連しまして、資源循環に関する指標といった御指摘もございました。これも何ができるかということはあるかもしれませんが、可能な限り考えてみたいと思っております。

それから中国に関しましては、これは前半のところでも御指摘ありましたけれども、今後どうなっていくのか、特に関係者の皆様にとっては御心配のところだと思います。正直申し上げまして、現時点におきまして、また目に見えるような大きな影響が必ずしも顕在化している状況にはないというところでありまして、そこは注意深く注視していく必要があると思います。

ペットボトルに関しまして、容リルートの状況も御指摘ありました。今のところ、容リルートにおいて直ちに何か大きな問題が出ているということもなく、これまで市町村が独自で処理していたものが容リルートに大量に流入してくることも想定していたのですけれども、今のところ、そういった動きにはなっておりません。ここは今後どのような動きが出てくるのかしっかり注意深く注視してまいりたいと思います。

物流に関しましては、これはよく勉強していかなければいけないと思います。各リサイクル法における個別の課題というのもあるのでしょうかけれども、全体として資源効率性を高めていく上での物流のあり方といったことにどこまで迫れるか、そこも今後の課題として受けとめさせていただきたいと思っております。

福島の関係は何かありますか。

○荒田リサイクル推進課補佐　長沢委員から、福島の件で石炭灰のお話、御質問あったかと思っておりますけれども、基本的には、現状ある廃棄物というものを処理することで地域の雇用も生み出していこうという観点でやらせていただいておりますので、必ずしも石炭火力をもっと増やしていこうとか、そういうことが背景にあるわけではございませんので、その点だけちょっと補足させていただきます。

○高角リサイクル推進課長　もう一点だけつけ加えさせてください。

各国が同様に困っているのではないかと、高尾委員からの御指摘がありました。そこは、各国、困っていると思います。その中で、どういう展開をしていくのか。EUは、こういう状況にある中にもかかわらずというか、だからこそなのかもわかりませんが、プラスチックについてかなり大胆な戦略を打ち出してきているところもございまして、そうい

ったことも踏まえて、実情がどうかというところも、様々な機会を捉えて認識の共有等も進めてまいりたいと思います。

○中村委員長　ほかに事務局から。

○荒田リサイクル推進課補佐　あと、循環経済の考え方について何名かからコメントをいただいたかと思いますが、例えばシェアリングエコノミーというのが循環経済の中でどのように位置づけられるのかとか、あと、消費者の観点というのを入れていくべきではないかという御指摘があったかと思っています。

まず、シェアリングエコノミーですかサービサイジングというのは、資源循環の観点からみた循環経済というものの中に基本的には包含されるお話かなと思っています。ですので、切り口がどういう観点かということであって、おっしゃっていたとおり、サービサイジングとシェアリングが重なる部分というのはたくさんあると思いますし、これまでは例えば効率化とか、エネルギーをちょっと削減していきましようとか、そういった観点からの見方が多かったかと思いますが、これを資源循環の観点から整理した切り口というのが循環経済と考えております。

そして、御指摘のとおり、消費者のお話というのも非常に大事だとは思っているところです。こちらの図の中はビジネスのプロセス的なところだけを記載しているものですが、こういった形に経済の状況を変えていくには、やはり消費者の方々に対してどれだけアピールできるか。恐らく、環境に良いということだけではなかなかアピールできないと思いますので、こういった形で消費者の方々の行動にも、もしくは考え方とかそういったところにも影響させていけるのかというのは今後考えていかなければいけないだろうなと思っています。

○中村委員長　よろしいでしょうか。どうぞ。

○大石委員　ありがとうございます。1年に1回ということなので、最後に気になることを一言申し上げます。

喫緊の課題として中国の廃棄物政策の行方が気になるところですが、本日のお話の中で、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けての資源循環の話というのが余り出てなかったかと思っています。既にいろいろな地域で建築物の製造も始まっていますし、それから、実際に2020年になると廃棄物の量というのも急激にふえるということも考えられる中で、環境省と連携して、ということになるのかもしれませんけれども、オリパラに向けてのそういう課題についての洗い出しができていのかどうか、ちょっと気になっております。

以上です。

○中村委員長 事務局としてそれに関しては何かございますか。

御存じのように、オリンピックメダルはやっていますけれども、いまいち盛り上がりには欠けているというので、ちょっと個人的には心配しております。特にその件に関して環境省と一緒に検討しているということはございませんでしょうか。

○高角リサイクル推進課長 オリンピック・パラリンピックに関しましては、御存じのとおり、メダルのプロジェクトというのがございまして、そこに関しましては、環境省と連携して、協力して、小型家電リサイクルの普及という観点から進めてまいりたいと思っております。

それ以外に、大石委員から御指摘があったのは、オリンピック・パラリンピックの2020年を目指して、では廃棄物はどうなっていくのかと、こういったことを踏まえてどう取り組んでいくのかというようなもう少し大きな視点の話かと思えます。そういう観点では、今のところ、それに特化した議論というのは余りやってこなかったところもありますので、そういう目で、どういったことがあり得るのかということも、少し頭の体操として整理は必要かなとは思っております。

○中村委員長 ありがとうございます。

きょう、最後に課長が御説明された、いわゆる取組の中でもありましたサーキュラーエコノミーという話が、シェアリングと、それからIoTとちょうど重なって出てきて、セットになっているというわけではない、それぞれ別ですけれども、そういうのが現実に入ってくれば、世の中がかなり変わって、ビジネスのあり方そのものが変わるというのは、きょう皆様が御指摘されたとおりです。したがって、そういうときに、ここで議論している各リサイクル法並びに全体感をどうするかというのはますます重要になってくるかと思えます。

この2時間は、基本的に状況の御説明に対する御質問を受けてお返すするというのが役割の会議で、それぞれのところでまた、今の御議論をフィードバックして、それからまた進めるという、ちょっとまどろっこしい感じはございますが、ぜひここはリサ課さんに頑張ってください、これはもう前からいわれていることですが、できるだけ素材ごと横串をきれいに刺していただくということが非常に重要になる。なおかつ、技術的にも、そろそろできるころ、社会的にもそれをやらなければいけないころになっているのではないかなあと個人的に思っております。

もしほかに何か御質問等ございませんでしたら、一応これで。ちょうど時間的にも。どうぞ。

○高尾委員　最後に1点だけ。

資源有効利用促進法がなかなか活用されていない状況であるかとは理解しておりますけれども、座長おっしゃるとおり、時代の流れが資源有効利用促進法に合ってきたのではないかなあと非常に思いますし、あれの建てつけというのは読めば読むほど非常によくできているなあと感じておりますので、このサーキュラーエコノミーを実現する主体的な法律として捉えて、もう一度みていただければおもしろいのではないかなと感じております。

○中村委員長　ありがとうございます。事務局から何かお答えになるようなことはよろしいですか。

どうぞ。

○岸本大臣官房審議官　どうもありがとうございます。さまざまな御意見をいただきまして、どれもすぐにお答えできない難しい御質問ですけれども、いただいた中で、私、個人的に印象ありますのは、産業という観点からやっているわけですし、それから、一つ一つのプロダクツの現場をみることで少しずつ改善できるということで、ものに着目してやってきている施策ではございますけれども、ITとかいろんなものの進化の中で、もう少し引いた目線でみて、消費者の目線からみた効率化というのができる時代になっているのではないかという座長の御指摘だと思うのですが、おっしゃるとおりで、抽象的なことは何ぼでもいえるのですけれども、実際に何かやっていくというのは結構難しいなあと思いつながらお聞きしているところがございますが、大きな指標を立てるのがよいのか、それとももう少しプロセス的なもので、国がこれですといわなくて、新しい効率的な、世の中、シェアリングでもいいですけれども、何かそういうものを生み出していくような仕組みができないかどうか、お聞きしているいろいろ思うところがございますが、またいろいろ御指導いただければありがたいなと思います。

○中村委員長　ありがとうございました。

それでは、これで一応この会を終わらせていただきます。事務局にお返しいたします。

○高角リサイクル推進課長　中村委員長、それから委員の皆様方、本当に本日はどうもありがとうございました。各ワーキンググループの状況について御意見いただいた点につきましては、各ワーキンググループにおいてより一層御議論を深めていただければと考えております。

また、中国の廃プラスチック輸入規制の問題、それから、サーキュラーエコノミーに関する話題といった、より全体感ある議論をとということも含めてさまざま御指摘をいただきました。そこにつきましても少しずつでも検討を進めてまいりたいと考えております。また皆様の御知見を賜る機会等もあろうかと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会は閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

——了——